

知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの開催について

平成 29 年 11 月 2 日
知的財産戦略本部
検証・評価・企画委員会座長決定

- 1 「検証・評価・企画委員会の運営について」（平成 25 年 11 月 5 日知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会座長決定）第 4 項に基づき、産業財産権分野における専門の事項を調査させるため、以下のタスクフォース（以下「TF」という。）を開催する。

・知財のビジネス価値評価検討TF

安定的なモノの供給が市場を牽引する 20 世紀型の工業モデルの時代から、体験や共感を求めるユーザの多様な価値観が市場を牽引する時代へと変化する中、市場を牽引する力の源泉となる無形資産が果たす役割は増大している。こうした中で企業は、無形資産を活用し、ユーザの多様な価値観に訴求する価値創造サイクルを機動的・継続的にデザインすることが求められており、そうした活動の結果、イノベーションを加速することが期待されている。

そのため、各企業では、自社の有する無形資産を的確に把握し、それらをどのように活用し、価値を創造するかについて、明確に認識し、共有しておくことが重要となる。

本TFでは、上記認識の下、諸外国の事例も参照しつつ、知財を中心とした無形資産の見える化や価値評価、またその活用の在り方について検討することとする。

- 2 TFの座長及び委員は、別紙のとおりとする。TFの座長は、必要があると認めるときは、委員のほかにオブザーバを参加させることができる。
- 3 TFの座長は、必要があると認めるときは、委員のうちから座長代理を指名することができる。
- 4 TFの座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバ以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。ただし、傍聴者は会議を録音又は録画することができない。

- 6 会議資料及び議事録は、原則として会議開催後、知的財産戦略本部のホームページに掲載する。
- 7 TFの座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
- 8 TFの座長は、委員、オブザーバ、参考人及び傍聴者に対し、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。
- 9 前各項に掲げるもののほか、TFの運営に関する事項その他必要な事項は、TFの座長が定める。

知財のビジネス価値評価検討タスクフォースの委員（12名）

あいざわ ひでたか 相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
おくだ たけお 奥田 武夫	オムロン(株) 知的財産センタ 経営基幹職
こばやし まこと 小林 誠	デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 シニアヴァイスプレジデント
こわせ りいち 強瀬 理一	東京都民銀行 常務執行役員
さめじま まさひろ 鮫島 正洋	内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士
しばさか よしこ 芝坂 佳子	KPMG Japan 統合報告 センター・オブ・エクセレンス (CoE)
すずき ゆきお 鈴木 行生	(株)日本ベル投資研究所 代表取締役 主席アナリスト
せき だいち 関 大地	新日本有限責任監査法人 公認会計士 シニアマネージャー
はぎの げんじろう 萩野 源次郎	大和合金(株) 代表取締役社長 日本商工会議所・東京商工会議所 知的財産戦略委員会 委員
はぶ てつや 土生 哲也	土生特許事務所 弁理士
もり としひこ 森 俊彦	特定非営利活動法人日本動産鑑定 会長
わたなべ としや ◎ 渡部 俊也	◎ 東京大学 政策ビジョン研究センター 教授

◎は座長

(敬称略、五十音順)